

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和4年6月6日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

木津川市長 河井 規子

記

木津川市国民健康保険税条例の一部改正について

木津川市条例第12号

木津川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木津川市国民健康保険税条例（平成20年木津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（課税額）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 （略）</p>

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が6.5万円を超える場合には、6.5万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が2.0万円を超える場合には、2.0万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円)の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が6.3万円を超える場合には、6.3万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が1.9万円を超える場合には、1.9万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円)の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を

受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例)

19 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合における国民健康保険税の減免については、令和4年度分の保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているものについて適用し、第28条第2項の納期限日までにこの規定は適用しないものとする。

受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例)

19 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合における国民健康保険税の減免については、令和3年度分の保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているものについて適用し、第28条第2項の納期限日までにこの規定は適用しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の木津川市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後

の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	承認第5号 木津川市国民健康保険税条例の一部改正について	
担 当 課	国保年金課 国保年金係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合における国民健康保険税の減免に関し、令和4年4月1日以降に納期限が設定されているものに適用するため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免について(令和4年3月14日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課連名事務連絡)」を基に、市国民健康保険運営協議会の承認を経て、改正案を策定。	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政策分野	3 健康
	施 策	③ 医療保険 ア 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の充実
概算事業費 (単位：千円)	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度(令和4年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度) 令和3年度実績ベースで試算 事業費：13,734千円 (財源内訳) 府支出金：5,494千円(減免総額の10分の4相当を想定) 一般財源：8,240千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	減免による保険税収入の減少分は、市町村調整対象需要額に占める減免総額の割合が3.0%以上である場合は減免総額の10分の10相当、1.5%以上3.0%未満である場合は減免総額の10分の6相当、1.5%未満である場合は減免総額の10分の4相当が、国から特別調整交付金として財政支援される予定です。	